

産商商第48号
平成20年8月26日

有限会社 川長商建
代表取締役 川中 長治 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成19年12月28日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスコ山科店・ドラッグユタカ山科音羽店
京都市山科区音羽野田町20番地 外5筆

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

駐車場については、駐車区画に適応した駐車誘導を行うとともに、来店客の車両及び荷さばき車両や自転車、歩行者との錯綜を回避することはもとより、一般車両の通行が多い時間帯及び来店客が多い時間帯での交通事故を防止するため、交通整理員の増員配置を行うなど、駐車場の安全かつ適切な管理運営を徹底することが望まれます。

早朝の荷さばき作業については、付近に住宅もあることから作業内容や時間帯に一層配慮することが望まれます。

答申理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の立地場所は、主として第二種中高層住居専用地域であり、その一部が第一種中高層住居専用地域にあたる。

周辺の状況は、北側は道路を挟んで店舗、駐車場、東側は道路を挟んで住宅及び店舗、西側には集合住居があり、南側は道路を挟んで店舗が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、交通量調査及び交通処理、廃棄物保管及び処理についての質問等が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

（１）駐車場及び来店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づく台数を上回る台数を確保しており、法の趣旨からは適正であると言える。しかし、狭い道を挟んで、限られたスペースに駐車場が配置されていることから、駐車区画に適応した駐車誘導を行うとともに、来店客の車両及び荷さばき車両や自転車、歩行者との錯綜を回避することはもとより、一般車両の通行が多い時間帯及び来店客が多い時間帯での交通事故を防止するため、交通整理員の増員配置を行うなど、駐車場の安全かつ適切な管理運営を徹底することが望まれる。

（２）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。また、運営においても、定期的な巡回など適切な配慮がなされていると判断される。

（３）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について適切な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

（４）騒音について

計画地及びその周辺は、騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていた。

その他騒音対策についても検討した結果、周辺の生活環境保持のための配慮について、指針に示されている基準と比較したところ、適切であると判断されるが、早朝の作業については、付近に住宅もあることから作業内容や時間帯に一層配慮することが望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測によれば、計画の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺への生活環境への影響は少ないと判断される。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については、地元や地方公共団体などから要請があった場合、防災協定等を締結する旨の意思表示がなされている。

また、営業時間内においては従業員が定期的に店舗内外を見回るとともに、営業時間外では敷地内の侵入を防ぐため、必要に応じて警察とも連携を図り、防犯及び非行防止に努める旨を表明している。

そのほか、屋外照明等は店舗の灯りを減光あるいは点灯時間帯を調節するなどして、周辺に影響が生じないように配慮すると表明している。

これらのことから、周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。